

# 三番瀬再生計画(基本計画と事業計画)

三番瀬の自然環境を再生・保全し、地域住民が親しめる海を再生するため、千葉県では 平成18年12月に「三番瀬再生計画(基本計画)」を策定しました。この基本計画で掲げた 5つの目標を実現するため、これまでに事業計画(計画期間:平成18~22年度)、新事業 計画(計画期間:平成23~25年度)及び第3次事業計画(計画期間:平成26~28年度) を策定し、各種事業に取り組んでいます。

計画の推進にあたっては、自然を対象とする不確実性を考慮し、順応的管理により事業を行うとともに、地元4市、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国等と連携・協働して効果的に進めています。

なお、第3次計画終了時(平成28年度末)には基本計画策定から10年を経過することも 踏まえ、三番瀬に特化した取組に一定の目処をつけ、以降は県がそれぞれの分野で行う施策 の中で対応することについて、検討していきます。

# 千葉県三番瀬再生計画の構成

基本計画 (平成18年度策定 再生の目標と基本的な施策等の計画)

**5**つの 目標

> 生物多様 性の回復

海と陸と の連続性 の回復

環境の持続 性及び回復 力の確保 漁場の生産 力の回復

人と自然と のふれあい の確保

# 12の 施策

第 1 節▶干潟·浅海域

第2節▶生態系・鳥類

第3節▶漁業

第 4 節▶水・底質環境

第 5 節▶海と陸との連続性・護岸

第 6 節▶三番瀬を活かしたまちづくり

第7節▶海や浜辺の利用

第8節 環境学習·教育

第 9 節▶維持·管理

第10節▶再生・保全・利用のための制度及び ラムサール条約への登録促進

第11節▶広報

第12節▶東京湾の再生につながる広域的な

取組

# 第3次事業計画概要

(計画期間:平成26~28年度)

「基本計画 |に掲げた5つの目標の実現に向け、12の施策(節)に沿って29の事業を進めています。

## ▶第1節 干潟·浅海域

三番瀬は、埋立てによる後背湿地の消失や干潟の減少等により、 自然環境の単調化が進んでおり、また、人と海とのふれあいも限られたものとなっています。

このことから、干潟的環境(干出域等)の形成により、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させ、環境の多様化を進めるとともに、人が海と親しめる場所や機会を確保することが求められています。

このため、市川市塩浜2丁目の護岸前面における干潟的環境の 形成について、三番瀬の再生における位置付けや役割を踏まえ ながら、これまで実施してきた試験の成果等の活用により、自然 条件、制約条件等を整理し、方向性を取りまとめるとともに、市川 市と事業の進め方や技術的な課題等について協議し、検討してい きます。

■干潟的環境(干出域等)の形成等

#### ▶第2節 生態系·鳥類

行徳湿地は、三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所であるとともに水鳥等の野鳥やトビハゼ等、多くの生物が生息する都市部に残された貴重な自然となっています。

このため、行徳湿地への淡水供給等、湿地環境の維持管理を継続して実施します。

また、行徳内陸性湿地再整備検討協議会が検討を行った「行徳湿地の将来像」の内容を踏まえ、NPO、市川市など関係者と連携して、自然環境の保全に配慮しながら自然観察の場としての利用の促進に取り組みます。

取組に当たっては、学識経験者、関係者等が参加する意見交換 会の活用を図りながら進めていきます。

また、三番瀬の生態系を把握するため、引き続き必要な自然環境調査を実施するとともに、関係者の合意のもとに生物多様性の回復の目安となる生物種(目標生物種)の選定を進めます。

- ■行徳湿地の保全と利用
- ■三番瀬の自然環境の調査
- ■生物多様性の回復のための目標生物種の選定



▲行徳湿地

### ▶第3節 漁業

豊かな漁場への改善に向けて、順応的管理により、漁業者、地元 市及び県が協力して取り組みます。また、漁業者グループによる覆 砂、海底耕うん、害敵生物の除去等の様々な干潟漁場保全活動の 取組を支援していきます。

ノリ養殖については、三番瀬の不安定な漁場特性に対応した養殖管理技術の向上に向けた普及指導に取り組みます。

アサリについては、網袋による減耗対策技術開発を行うとともに、ホンビノスガイについては資源状況を把握した上でその有効活用を推進し、ハマグリについては種苗の育成技術開発に取り組んでいきます。

- ■豊かな漁場への改善の取組
- ■ノリ養殖業・貝類漁業対策等
- ■漁業者と消費者を結ぶ取組の推進

▼ノリ養殖





▲アサリ漁(写真:中村ひろ子)



#### ▶第4節 水·底質環境

海老川及び真間川の流域水循環系の再生に引き続き取り組みます。

河川及び東京湾の水質改善や、赤潮・青潮の発生抑制を図るため、生活排水対策や産業排水対策等を継続し、流入する汚濁負荷量を削減します。

水質汚濁の原因の調査や監視、「貧酸素水塊」の発生状況の把握と青潮関連情報の提供を継続して実施します。

- ■海老川流域の健全な水循環系の再生
- ■真間川流域の健全な水循環系の再生
- ■合併処理浄化槽の普及等
- ■産業排水対策
- ■流域県民に対する啓発
- ■下水道の整備
- ■青潮関連情報発信事業
- ■貧酸素水塊情報の高度化



▲青潮(写真:東京湾再生推進会議HP)



▲ 水質調査船「きよすみ」

## ▶第5節 海と陸との連続性・護岸

塩浜1丁目護岸約600m、塩浜2丁目護岸約900mについては、平成25年度に改修が完了しました。

塩浜2丁目護岸残り200m区間については、市川市が検討を進

めているまちづくりや市民が海と親しめる場の計画等、護岸背後地 における関連事業と調整を図りつつ、自然再生(湿地再生)の実現 に資する護岸改修の早期完成を目指します。

- ■市川市塩浜護岸改修事業
- ■護岸の安全確保の取組
- ■自然再生(湿地再生)事業



▲自然と調和し海と親しめる護岸(市川市塩浜2丁目)

#### ▶第6節 三番瀬を活かしたまちづくり

三番瀬周辺区域においては、三番瀬の再生・保全や景観等に 配慮した、三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが必 要です。

このため、まちづくりの主体である地元市との情報交換会等を 通じ、必要に応じ助言を行う等、三番瀬を活かしたまちづくりを支援していきます。

■三番瀬を活かしたまちづくりの促進

#### ▶第7節 海や浜辺の利用

多くの県民が三番瀬に親しむことができる場所を引き続き、整備 していくとともに、機会を提供していきます。

また、海や浜辺の賢明な利用に向け、必要に応じて、漁業者、地域住民、利用者等の参加のもとで、利用形態に応じた新たなルールづくりのための調整等を行います。

#### ■ルールづくりの取組



▲ふなばし三番瀬海浜公園の潮干狩り



### ▶第8節 環境学習·教育

多くの人々が三番瀬に関心を持ち、広範に再生への活動に参加 できるよう環境学習に必要なプログラムを実施するとともに、人材 育成・確保の仕組みを検討します。

環境学習のための場の提供については、様々な世代や地域性に あった学習内容やプログラムの開発・提供を検討します。

ビオトープネットワークについては、三番瀬流入河川流域4市の 学校や公園等について、ビオトープの普及啓発やビオトープ設置 者間の情報交換を進めます。

#### ■環境学習·教育事業

#### ■ビオトープネットワークの強化



▲湿原性ビオトープ(習志野市立秋津小学校)

#### ▶第9節 維持·管理-

三番瀬において地元市や地域住民等によって行われているクリーンアップ活動等の維持・管理活動を引き続き支援していきます。また、再生事業に係る順応的管理を効率的に行うため、三番瀬の自然環境に関する調査データを継続して追加していきます。

自然環境調査を主体的に実施するNPO等に対しては、モニタリングマニュアルを提供し、調査器具(底生生物調査用具一式)の貸出等を行います。

- ■三番瀬再生・保全活動の支援
- ■三番瀬自然環境データベースの更新
- ■三番瀬自然環境調査に対する支援



▲底生生物調査用具(一部)

## ▶第10節 再生・保全・利用のための制度及び ラムサール条約への登録促進

条例の制定については、広報や三番瀬ミーティング等を活用し、 三番瀬の再生・保全・利用についての様々な意見等の把握に努め ながら方向性を検討します。

また、ラムサール条約については、登録に向けた調整が円滑に進むよう、引き続き、地元関係者の意見を聴きながら取り組んでいきます。

- ■三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定
- ■ラムサール条約への登録促進

#### ▶第11節 広報

三番瀬の再生・保全には、地域住民をはじめ、幅広い県民の三番瀬の再生への関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。

インターネットなどを活用しながら、親しみやすくわかりやすい 広報を行うとともに、三番瀬の再生・保全活動を行う団体を支援し ます。

#### ■三番瀬に関する広報



▲御菜浦·三番瀬ふなばし港まつり(平成25年10月19日)

#### ▶第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

国、関係自治体、地域住民等との交流・連携を深め、汚濁負荷量 の削減による東京湾流入河川の水質改善に取り組むなど、東京湾 及び三番瀬の再生につながる広域的な取組を推進します。

■国、関係自治体の広域的な取組